

第3章

倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、これらの規定に基づき、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省等からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する行為が行われた疑いがあると思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

第2編

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

平成28年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は11件、前年度から継続して調査が行われた事案は4件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは6件で合計7人（免職3人、停職2人、減給1人、戒告1人）（後掲（2）参照）であり、各府省の内規による訓告・嚴重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは8件で合計26人であった（1件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは1件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。また、平成28年度の調査が平成29年度に継続された事案はなかった。

これらを前年度（平成27年度）と比べると、新たに開始された調査件数は5件減少し、処分等件数は2件減少した（表4）。

表4 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	累計 (平成12～28年度)
調査開始事案数	20 (5)	18 (8)	15 (4)	16 (3)	11 (4)	349
処分等件数 (人数)	16 (63)	20 (62)	16 (30)	15 (35)	13 (33)	332 (1,168)
懲戒処分件数 (人数)	8 (22)	8 (9)	10 (18)	7 (10)	6 (7)	205 (495)
免 職	2 (6)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	3 (3)	64 (81)
停 職	0 (0)	2 (2)	5 (6)	3 (4)	1 (2)	35 (45)
減 給	3 (5)	1 (1)	3 (6)	1 (2)	1 (1)	58 (119)
戒 告	5 (11)	3 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	93 (250)
矯正措置件数 (人数)	11 (41)	13 (53)	7 (12)	10 (25)	8 (26)	181 (673)

（注）1 く 〉は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。

3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

4 1事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの調査結果報告が行われた年度に計上している。

(2) 倫理法等違反事案の概要

平成28年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表5のとおりである。

表5 平成28年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反）	停職3月 (2人)	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から物品の贈与を1回（3,218円相当）受け、飲食の供応接待を2回（少なくとも1,500円相当）受けたほか、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から物品の贈与を3回（16,416円相当）受け、同事業者の口利きにより商品の割引を1回（7,085円相当）受け、同事業者を含む2事業者から飲食の供応接待を22回（少なくとも484,741円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 また、別の職員1人が、利害関係がない2事業者から飲食の供応接待を3回（少なくとも125,057円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待を受けたもの。なお、当該職員については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反）	減給6月（1/10） (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から金銭の貸付けを少なくとも27回（合計92,000円）を受けたもの。
3	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号違反）	戒告 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から、飲食の供応接待を1回（4,375円）受け、自己に係る費用を負担することなく同事業者とタクシーに3回同乗し無償で役務の提供を受け、物品の贈与（4,000円程度）を受けたもの。
4	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	免職 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいを得たいなどの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、7回にわたり、合計322,167円相当の飲食の供応接待を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。 また、上記事業者を含む契約の相手方として利害関係がある2事業者から、飲食の供応接待を3回（合計1万数千円相当）受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）	免職 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、2回にわたり、それぞれ額面金額100万円相当の商品券の贈与を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
6	利害関係者から供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	免職 (1人)	農林水産省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、23回にわたり、合計178,546円相当の飲食及び宿泊の接待を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、8件で合計26人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 利害関係者から物品の贈与及び飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け又は他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら当該利益の一部を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第7条第1項違反）1件14人

- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号違反）2件2人
- ・ 利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第6号違反）3件3人
- ・ 利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたもの（倫理規程第5条第1項違反）2件6人

（注）上記矯正措置が講じられた事案には、1事案について調査結果報告が複数回行われた事案が含まれているため、その件数は、表4の「矯正措置件数」と一致しない（表4（注）4参照）

第2編 補足資料

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成27年度 各府省等別内訳）

（単位：件）（単位：人）

府省等	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計		【参考】 在職者数 （常勤）
		うち 2万円超		うち 2万円超	うち立食 パーティー		うち 2万円超		うち 2万円超	
会計検査院	3	1	31		31	1		35	1	1,190
人事院	2		3			3	3	8	3	608
内閣官房			9		8	35	17	44	17	938
内閣法制局			1			3	2	4	2	72
内閣府	2		19	2	14	15	14	36	16	2,307
公正取引委員会	12							12		792
国家公安委員会			1					1		8,042
警察庁	1		25		24	13	7	39	7	
金融庁			31		29			31		1,527
消費者庁	1	1	2		1	1	1	4	2	298
復興庁						7	7	7	7	179
総務省			6		3	8	7	14	7	4,520
消防庁						1	1	1	1	162
法務省	28	1	74	2	50	355	201	457	204	49,147
公安調査庁						1		1		1,437
外務省	28	8	299	16	55	13	10	340	34	5,672
財務省			32		23	38	24	70	24	14,932
国税庁			47	3	44			47	3	54,397
文部科学省			180	8	161	32	14	212	22	1,858
スポーツ庁			15	1	10	1	1	16	2	122
文化庁			21		21	38	35	59	35	229
厚生労働省	1		80	2	74	162	101	243	103	30,591
農林水産省	2		212	7	201	8	6	222	13	15,899
林野庁			83		83			83		4,776
水産庁			33		32	2	2	35	2	851
経済産業省	2	1	181	11	146	3	2	186	14	4,429
資源エネルギー庁			10		5			10		472
特許庁			76	3	74	3	2	79	5	2,626
中小企業庁			3		1			3		191
国土交通省	10		945	12	909	12	9	967	21	38,828
観光庁			28		26			28		97
気象庁			4		4	1		5		4,908
運輸安全委員会			9		9			9		168
海上保安庁			80		77	1		81		12,719
環境省	3		12		11	3		18		1,834
原子力規制委員会						1		1		869
合 計	95	12	2,552	67	2,126	761	466	3,408	545	

（注）1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

2 報告書の提出のない府省等は省略した。

3 在職者数については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（平成27年7月1日現在）による。ただし、スポーツ庁については、人事院人材局「平成27年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告」（平成28年1月15日現在）による。

